

## 被害の実態に見合った新しい原子力賠償保険への加入義務付けを求める決議

すべての自動車には自賠償保険を掛けることが義務付けられている。しかし、それだけでは不十分なため、運転者は対人賠償無制限などの任意保険に加入するのが「常識」である。

一方、原子力損害賠償法では、原子力発電所を運営する電力会社に対し、民間の原子力損害賠償責任保険への加入が義務付けられているが、保険金の上限は原子炉の数にかかわらず1原発あたり1200億円すぎない。

福島第一原発事故における補償の現状をみれば、この金額が必要額をはるかに下回っているのは誰の目にも明らかである。

一般人さえ任意の自動車保険に自主的に加入していることを考えれば、公共機関たる電力会社には、被害の実態に見合った賠償保険に加入することを義務付けるべきである。そうでなければ、次に同様の事故が起きたときには当の電力会社は経営破たんし、最終的に国民負担となるか、被害者が泣き寝入りするしかなくなってしまうのではないか。

菅義偉官房長官は2013年11月5日、東京都内での講演で、原発事故の賠償を事業者に原則として負わせている原子力損害賠償法の改正を検討する考えを示した。早ければ来年の通常国会での法改正を検討していると伝えられている。

また、2013年12月13日に示された新しい「エネルギー基本計画」案では、「原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所について再稼働を進める」との考えが示されている。

私たちは住民の生命・財産を守るという首長の責任に鑑みて、東電の事故の原因究明、処理もいまだ明確ならない現在、また二度と同じ苦しみを住民に合わせられないという考えから、再稼働は絶対に認められないという立場にある。

しかし、地震列島の上に原発が存在する限り、事故のリスクは常にありうるのである。全原発が廃炉になるまで、事故の可能性を前提にコストを考えれば、「被害の実態に見合った新しい原子力損害賠償保険契約の締結」を電力会社に義務付けることを、原子力損害賠償法の改正内容の一つとするよう政府に強く求める。民間企業の事故処理を、国民の負担に押し付けて企業を存続させることは、断じて認めることはできない。

2013年12月15日  
脱原発をめざす首長会議